

## 特定外来生物に指定することによる利用等団体の影響

現在までの論議を踏まえ、利用等サイドから見た影響の概観比較

団 体 名 (関係職員等)	指定を行う場合	指定をしない場合
全国内水面漁連	<p>○密放流がなくなるので、在来魚種が復活する。</p> <p>○密放流及び駆除対策の労力・経費が軽減される。(国等が肩代わりした場合)</p> <p>○指定されても国等の管理が十分でなければ密放流はなくなる。(意見)</p>	<p>漁協組合員62万人の生計の維持が困難となる。 (注)62万人は農水省漁業センサスによる。</p> <p>内水面漁協が環境保全に果たしている役割が喪失する。</p>
(関係職員等)	<p>○在来魚種復活の業務が増大すると思われる。</p>	<p>漁協・漁連関係者のリストラが必至となる。</p>
釣り関係者	<p>バス愛好家(のべ90万人)にある程度の制約がかかる。 (注)90万人は、農水省漁業センサスによる。釣り団体は、実数300万人と推計している。</p> <p>○在来魚種にシフトした釣りを行える。(全内漁連推察)</p>	<p>○密放流がないように指導しているので、指定の必要はない。(両団体の意見)</p>
(関係職員等)	<p>バスに係る釣具メ - カ - の売上が減少し、社内等での担当者の評価がさがる。 (後段部分全内漁連推察)</p>	